

○ 2 番（山田貴弘）

おはようございます。2 番議員、山田貴弘です。

先に通告いたしました 1 項目の「特殊災害を想定したマニュアルの構築を」について、質問させていただきたいと思います。

開成町防災計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、総合的な対策としてまとめられたものであります。その内容は、さまざまな災害を想定し、長期的に災害に強いまちづくりを進めること、防災性の向上を図りながら災害の発生に備えた事前対策を進めること、想定される被害に対応した応急対策計画を定め、その実効性を確保すること及び訓練等に努めることとされております。

そこで、開成町防災計画内容の万全を高めるための詳細な部分に目を向け、町の体制を強化・補強ができるよう質問をしていきたいと思います。1、特殊災害に該当する自然災害の火山災害やダム災害について、行動計画及び対策は万全ですか。2、近隣で火山災害が発生した場合、降灰に伴う火山灰、スコリアですね、の集積場の確保状況及び処分計画を考えていますか。3、降灰対策等実施に伴う土木車両等の機材の確保状況は。4、災害復旧時に貸与する民間車両の登録を行い、自動車税等の減免及び補助を行い確実な車両確保を。5、降灰に伴い、一般車両、緊急車両、交通機関、医療機器、P C、防災無線等に影響があるのでは。6、鮎沢川、酒匂川水系の流都市町の連携で協議し、総合ハザードマップ及び総合行動計画の作成を。7、大規模発生時の応急・復旧・復興活動では、お互いに補い合い分担して協力していく取り組みが重要と考えているところであります。お互いに「ありがとう」と言える環境をつくる必要があるのではないのでしょうか。防災訓練等で取り入れてみてはいかがでしょうか。

以上、登壇での質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、山田議員のご質問にお答えします。

一つ目の特殊災害に該当する自然災害の火山災害やダム被害について、行動計画及び対策は万全かということについては、火山災害及びダム災害についての行動計画は、平成 2 5 年 3 月に策定をしました開成町地域防災計画の中に、地震、風水害以外の特殊な自然災害、大規模な事故災害等に対応する特殊災害対策編の中で明らかにしております。計画の中では、火山災害対策の留意点として、火山情報に注意、的確な情報伝達活動の実施、パニック防止を行うということにしております。

また、神奈川県では、安全防災局を事務局として関係機関で構成する富士・箱根火山対策連絡会議を設置をし、富士山及び箱根山の対策を検討しているところであります。

ダム被害対策については、計画の中ではダムの状況、情報の収集、情報伝達活動の実施、避難誘導の実施を行うこととしております。

特殊災害は、災害の性質上、町単独で対処することが困難なことが予想されるため、国、県、自衛隊、消防、警察等、関係機関と緊密に連携を図り、町民の皆さんの安全確保、負傷者救助を重視し対策を実施してまいります。

二つ目の近隣で火山災害が発生した場合、降灰による火山灰の集積場の確保状況及び処分計画について、お答えをいたします。

開成町での火山災害による火山灰の集積場については、過去においては江戸時代、1707年の宝永噴火時に金井島地区の高台に集積した経緯が伝えられております。それ以降、降灰はありません。火山灰の集積場については、一時的には町内において公園等、町有地への集積が考えられますが、具体的な場所の確保、処分計画については、まだ策定をしておりません。集積場の確保、処分については、火山災害が広域的な災害であることから、国、県等と連携し対策を実施していく必要があると考えております。

三つ目の降灰対策実施に伴う土木車両等の機材の確保状況について、お答えします。

昨年2月の大雪を受けて、神奈川県建設業協会の主導で、昨年9月30日に足柄上郡の1市5町と足柄建設業協会が災害時防災協定を締結いたしました。足柄建設業協会は、行政から要請があった場合、行政と連携し、国道、県道、市・町道の火山灰除去の対応をしていただくことになっております。一たび富士山が噴火して降灰を伴う被害が出るような場合、町単独での車両等の確保は困難であることから、県、消防、自衛隊等に応援要請をすることとなっております。

四つ目の災害復旧時に貸与する民間車両の登録を行い自動車税等の減免及び補助をについて、お答えいたします。

災害復旧の場面では、短期的には住民あるいは地元企業の自主的な活動に負うところが大きいのが実情であります。災害時の緊急時に事業者から特殊車両を協力車両として提供を受けることは、まことにありがたいことであります。現在、降雪等の緊急時には、委託契約により除雪作業に対応していただいております。このように、緊急時や災害復旧時の協力車両については、運転員とともに確保されるべきものと考えております。車両及び運転員に対しては、税、賃料相当分が災害復旧等の実施日を基準として算定されるべきであると考えております。以上のことから、ご質問にある車両の自動車税等の減免は、今のところ考えておりません。

五つ目の降灰に伴う一般車両、緊急車両、交通機関、医療機関、PC、防災無線等の影響について、お答えをいたします。

降灰があった場合、車両への影響は、雨天時には降灰によりスリップしやすくなったり、火山灰が風で巻き上がることで視界が遮られ運転が難しくなることから、車両の運転に影響があるため運行規制や通信機関の不通も予想がされます。交通機関が麻痺すると医療機関も医薬品や食料が不足し、また救急車、ヘリコプター等で患者輸送にも影響が出ると考えられます。また、パソコンや防災行政無線などの電気機器、電子機器は、細かい灰の影響でスイッチ類の接点不良や火山灰堆積による

冷却不良が原因で加熱故障を起こすなど、さまざまな障害を及ぼすことが想定をされております。

六つ目の鮎沢川、酒匂川水系の流域市・町の連携で協議をし、総合ハザードマップ及び総合行動計画の作成をについて、お答えをいたします。

現在では、各市・町では、それぞれハザードマップは作成されているところであります。これは、情報の共有ということで対応してまいりたいと思います。また、総合行動計画ということですが、一つは、平成25年3月に、神奈川県が酒匂川水系の一体的な土砂管理を行うため酒匂川総合土砂管理プランを策定しております。計画の実行のため、静岡県を含めた河川、森林、ダム等の各管理者及び流域市町村等で酒匂川土砂管理プラン推進連絡会議を組織しており、これを活用して連携・協議を進めていきたいと考えております。また、県西部広域行政協議会の中の酒匂川流域問題検討部会において、水害・水防対策について検討を進めております。議員ご提案の総合行動計画については、この組織の中で情報共有を図っていきたいと考えております。

最後の大規模発生時の応急・復旧活動では、お互いに助け合い分担して協力していく取り組みが重要であると考えているということについて、お答えします。

大規模災害時には、災害対応、復旧、復興の各段階において、共助の取り組みが極めて重要となります。防災訓練においても、減災に向けた地域防災力の向上のため、自分の身は自分で守ろう、みんなの町はみんなで守ろうという理念から、自主防災会の訓練は重要であり普段からの協力が重要であると考えております。いずれにしても普段からの取り組みが最重要でありますので、今後も啓発活動を行い危機管理に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

通告に基づく、ある程度の見解、質問に対する内容が今、町長より答弁され、聞いていたところなのですが、基本的には、町の考えとしては、平成25年3月に行動計画については策定しているという答弁がされているところであります。今回の議題として上げているのは特殊災害という部分で、なかなか答弁というのが、国・県の部分の役割が多いのではないかという、また広域の部分で処理をしていくのではないかというところで総括がされているのかなというニュアンスは、聞いている中では感じたところであります。

しかし、我々議会としても開成町としても、そういう国・県を待っていてはしょうがないのではないかという。町として何ができるのか、何が課題なのかというものを抽出していかなくはいけないという。それが防災計画を見る中でも、また今回、行動計画というものが策定できているというふうに打ち出されているのですが、いまいち町、開成町としてですよ、の課題抽出ができていないという。これは、町

レベルで検討すべき課題を具体的に挙げていかなければ、今、質問に対して町長答弁がありましたけれども、なかなか実現が難しいのではないのかなというところで危惧しているところであります。

そこで、策定したということなのですが、具体的に、火山噴火でもシミュレーションではいいのですが、ダムが崩壊したでもいいです、これは、特殊災害としてくくってみましょう、実際、これが起きた場合に、行動計画が万全ですかということをもまず冒頭に聞いていきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、山田議員の質問にお答えさせていただきます。

地域防災計画の中で特殊災害ということでマニュアルを作成してあるということで、全体的には、いわゆる情報の伝達の仕方、住民に不安を与えないということがまず第一であるということが考えられますので、その点については個別の対応といえますか、メールであるとか、あるいは防災ラジオで対応するとか、そういうことを行っていると。

また、今、具体的にありました例えば水防でありますと、一応、各水防マニュアル等を町内の中で作成をし、あるいは最初に起きた場合に職員の初期行動マニュアルであるとか、そういうことを内部で具体的には作成しておりますけれども、具体的に、それをどうということは、町民の皆さんに公表はされていないというのが実態であります。

今年度中に業務継続計画というものを策定しました。それは、大きな災害のときに職員がどのように行動するか、あるいは最低限、役場としてやらなければならないことということで業務継続計画が策定されております。その中にといいますか、その下にいわゆる個別の防災に関するマニュアルを策定しなければならないということですが、具体的に、完璧なものはまだできていませんので、今年度中に個別の例えば避難所運営マニュアルだとか、そういうものを具体的に今後、作成していく予定となっております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

要するに、職員の中での行動計画というものは、今現在、完璧ではないが、それなりにつくっているという答弁だと思います。しかし、一たび災害が起きたとき、ましてや特殊災害なんかの場合というのは、職員を当てにしていって町民の生命・財産が守られるのかというふう考えたときには、なかなか無理でしょうという結論が出るのではないのかなという。やはり、そういう部分というのは、常に。

この間、8月末に防災訓練等をしています。そういうところで特殊災害を想定し

た中に、避難行動というのが全然真逆になると思うのです。町内に避難所を設置して云々というのは行動計画に書いてありますが、例えば、ダムの崩壊が起きたときに、どれだけの速さで水が来るのか、どれだけの被害が起きるのかというのは、恐らく数字として持っていると思うのです。自分も、それなりに今回、どのぐらいの越流があるのかというのをちょっと計算してみましたけれども、それを町民に落とさなければ。「避難所だ、避難所だ」と言っている間に水に流されたというのであれば、これは天災ではなくて人災になってしまいますので、ぜひ、それは一刻も早く。まずは職員内部の中での行動計画を確立して、それを、さらに町民に落として防災訓練等に生かしてやっていっていただきたいという。

特殊災害の火山噴火だとか、そういうものがお隣の箱根町でも今、起きているところで、今までは人ごとのように思っていたものが、現実的に今、起きているというのがあります。そういうところでは、もう少し危機管理というものを徹底して構築してやっていただきたい、そのようにお願いを今後していきたいという。

それと、あと、もう1点なのですが、そこら辺の火山噴火なんかの場合の行政としての対応というものを、例えば、九州の桜島が噴火していると思うのですが、そこら辺に職員を派遣して、その状況、どういうふうな対応をしているのかとか、そういうものについては具体的に活動しているのか。単なる机上でやっているだけなのか、または国・県から指導があったものを、ただ、それをうのみに聞いて机上で訓練しているだけなのか、そこら辺の現状をお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

今回、山田議員から富士山とダムが崩壊したという限った中でのご質問があるのですが、4年前に東日本大震災がありまして、開成町でも防災計画はもちろんもともと持っていましたけれども、どちらかという地震が主な中でつくられていたと。そういう中で、やはり開成町は、あの水害を見たときに、津波の被害の大きさが大きく目に焼きつきましたけれども、開成町に当てはめてみると、小田原から考えてみると津波はここまでは来ない、99%来ないだろうと。そのかわり酒匂川があって上流にダムがあるので、この水が決壊したり集中豪雨で来た場合は、決壊の可能性、また越流の可能性があるのではないかと。そういうことも今度は考えながら新しく防災計画をつくっていかなくてはいけないということで、平成25年に新しく、国・県も改めてそういうふうな見直しがありましたので、開成町も、それにあわせてつくっていったというのが大きな流れの一つだと思います。

そういった中で、地震だけではなくて水害の水難訓練もやっていかなくてはいけないということで、翌年の3月11日に開成町で初めて浸水訓練というものをさせていただきました。山田議員が言われたように、今、箱根山がああいう状況ですので、今度は富士山がどうなるかというのを、皆さん、不安を持っている方もおられますので、そういう対策も今度は具体的に訓練としてやっていく必要があるのかな

と。

事前に神奈川県と山梨県と静岡県が合同で初めて訓練が行われて、その場所が神奈川県の中の開成町の合同庁舎のところで行われて、地元の上島、河原町の皆さんが、そのときに噴火のときの避難訓練というものをさせていただきましたけれども、町の中でも、そういう対応も具体的に一つ一つ、実際やっていく必要がこれからあるのかなと思っておりますので。

細部については担当課長のほうから話をさせていただきますけれども、流れとしては、今、そういう流れで順番に来ておりますので、これからは今度は富士山の噴火の対応もきちんと防災計画の中で実効性のあるものに持っていくということは考えていきたいと思っています。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、山田議員の質問にお答えさせていただきます。

具体的には、桜島で噴火が起きていて、そちらのほうに職員を派遣して現地の対策の経験をするようなつもりはあるのかというようなご質問だったかと思っておりますけれども、遠方での視察的な研修を兼ねた、そういうことは今のところ実施していないという状況でございます。しかしながら、今、お隣の箱根町で現状、具体的に対策が進められていまして、8月中旬に箱根の計画が策定されたところでございます。これについて、各市町、近隣の2市8町の意見等をまとめて、具体的には神奈川県が事務局で箱根の火山についての対策というようなことを今、策定を終えたところでございます。

今後、桜島の話が出ましたけれども、レベル3に落とした途端に昨日、噴火が始まったというようなことがテレビ報道でされたところでございます。箱根も今は落ちついている状況ではありますけれども、箱根には温泉地学研究所というようなところがありまして、そちらの情報も、神奈川県の施設ですので、我々も何となく気軽に質問ができるという状況にあります。しかしながら、レベル4、レベル5というような避難対策について、こうなった場合はどうするのだというようなことが、この計画の中にはあります。

実際のところ、頼りになるのはやはり2市8町、県西地域の市・町、小田原市をはじめ南足柄市、上郡、下郡の2市8町ということで具体的に協力ができるかなと。もしもの場合に、そのときに広域避難所的なところの避難所の対応ということが出てくるかと思えます。研修的な話は、これはもう具体的に箱根町で実習的な話を聞かされていますので、その辺を、もし富士山が噴火というようなときには対応していくのかなと考えています。

また、いわゆる富士山噴火については、議員ご心配の例えば火山灰云々とかがありますけれども、そういう場合のマスクですとか、そういう個人的な自助を強調していかないと、全てを町がそろえると、町民の分をそろえるということはなかなか

難しいことなので、その辺を強調しながら進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

今、課長答弁の中で自助を強化していく、まさしくそうだと思います。行政機関が何でもかんでもできるといったら、やはり限界があるというのは承知しているところですが、しかし、町民とすれば、税金を払い、自分たちの暮らしを安心・安全にするようなシステムづくりというのを望んでいる部分も片方にはあるのだよというのを頭の隅に置いていただきたいという。そのような中で、いろいろな機材の調達等、完璧とはいいませんが、これはやっておくべきではないのかなという。

先ほどの答弁だと、車両そのものは協定をしたりとかしていると、要は神奈川県建設業協会が主導でというような答弁をいただいているところなのですが、この町として、どれだけの車両台数をそろえて、ある意味、開成町の役場としての自助です。町民の自助で片づけられてしまうと困りますので、やはり役場としての自助をどれだけできるかというところが一番肝心になると思いますので。何でもかんでも国、県、そういう協会というので振るのではなくて、そこら辺の部分。

町民が一番心配しているのは、自分たちでどれだけ調達できて、そういう災害に対して復興・復旧ができていくのかということところがポイントになると思うので、そこら辺、数字的なもの。例えば、開成町では、このぐらいの台数を確保しているのですよというものがちゃんと業者との中で締結されているのであれば、これは不安解消の一つのポイントになると思いますので、そこら辺をちゃんとやられているかどうか、再度、ちょっと細かい部分になりますが、質問したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、山田議員のご質問にお答えいたします。

町長答弁の中にありましたように、足柄建設業協会等あるいは神奈川県の建設関係では、そういう広域的な話で締結は結んでいるところですが、具体的な話で、開成町の業者さんが持っているトラックだとか、そういう例えばユンボがあるだとか、そういうことを押さえているのかというようなご質問だったかと思いますが、現状としては、何社でトラックが何台あって、あるいは砂の準備がどれぐらいできるかだとか、そういうことは町内企業の中で具体的には押さえていないというのが正直な実態でございます。地元企業がどれぐらいの保有をしているかとか、その辺の具体的な話はご提案のとおりだと思いますので、今後やっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

恐らく、そうかなとは思っていたのですが。

その中で、今回、自動車税だとか、そういうものに対して減免したり補助したりしたらどうかという提案をしているのですが、建設業界等がバブル時期であれば、それは、余裕の車両というのは実際、持っているのです。対応できるように、リース屋さんから借りるのではなくて自社で持っているという建設業界さんなんかが多かったのですが、これだけ冷え切ってくると、経費削減となると、どうしても車両系。そういう税金、車検も含めた中で、かかるものに対しての備品をなくしていくというのですか、処分していくという傾向が見られますので。

そういう部分で、町として委託費で払えば、その中に入っているのだというのではなくて、確実な車両確保。そこには、何か契約を締結するとき、その契約は1年更新にするとか、そのときに車検を添付してもらうとか、納税をしているのかとか。納税は、免税にすればなくなるのですが。そういう部分で、協定の中に、ある程度、処分するときには事前に役場に相談してくださいというような、そういう約束事というの、細かな部分では今後必要ではないのかという。今現在、そういうものは締結していないということなので、今後、マニュアル化していき、開成町の自助という中で車両確保をするときの約定として、ぜひとも、それは利用してもらって、つくってもらって。

その中に、町としても減免措置というのですか、補助というものを何か出さなければ、何でもかんでも、その部分、ある意味、社会貢献というので一くくりにして、本当に来るのかわからないような車両を町民が待っていていいのかという部分がすごく危惧するところなので、ぜひとも、それは。確実的に台数を確保したときには、恐らく全額、例えば車検代から何まで見ろよとは業者は言わないはず。そういう部分では考える余地があるのではないのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも、それは。今後の過程の中で考えていくところだと思いますので、ぜひ、それは減免も含めた中で検討していただきたいというふうに思います。

そのような中で、身近で、どういうふうなことから、現状でわかりやすく言えば、例えば、防災訓練のときに、お水ですね、給水タンクをある開成町の業者が調達をしてくれているという。そのときには、当然、これ来てもらっているわけですから費用は払っていると思います。ただ、業者の仕事を見ていると、果たして給水車が必要なのかと考えたときに、恐らく、行政からしてみれば、お願いをしているのではないのかなというところがとれますので。そういう部分の中でも、確実的に車両確保をするという部分では有効施策というのを今後考えていただきたいと思いますので、今後の課題として受けとめていただきたいと思いますと思うのですが、その点について回答をほうをよろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、お答えさせていただきます。

具体的に町ができる減免というか税金の関係ですと、車両になりますと軽自動車
が該当します。議員がおっしゃられている登録車両というのは、いわゆる大型の関
係であろうと思いますので、その辺は町単独では判断できないという内容になりま
すので、今、課題だよということでしたので、今後の検討ということにさ
せていただきたいと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

ぜひ、よろしくお願いします。

そのような中で、今回、町長答弁の中で一番ポイントに自分はなったな、今後、
進んでいくのかなと、それには町長のリーダーシップというのが物すごく必要だ
というふうに思ったのが、⑥の部分で総合ハザードマップ及び総合行動計画の作成を
ということ提起しているところなのですが、今後については県西部広域行政協議
会の中で協議・検討していくというところで答弁があったところなのですが、いろ
いろな協議会、広域の部分、当然、これ流域で協議しなくてはいけないこととい
うのはいろいろと課題としてあるのですが、今まで、そこまでの検討がされてい
なかったのか。

そこら辺をちょっと再確認した中で、今後、進めていくということを言われてい
るので、ある意味、誰がリーダーシップをとって。上郡とくくるのか、静岡県も含
めた中での話なのか、そこら辺、今後の進め方について、誰が音頭を取って先に発
信していくのかというところを確認したいのが一つと、今、現状では、できてい
ないのですよねという部分の確認をしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

私、ちょうど今、上郡の町村会長をさせていただいておりますので、流域の中
でもそうなのですが、まずは核になるところが必要なのかなと。この点におい
ては、今、その役割の中で。上郡の中で、流域の中の、さらに火山の噴火、また酒
匂川にそれが降ってスコリアをどうするのだといういろいろな問題については、や
はり広域で考える必要があると思いますので、まず上郡の中でそこら辺の問題提起
を私のほうからさせていただいて、取りまとめができれば、今度は広域のほうの西
部に持っていくと。

西部の中では、やはり小田原市がありますので、小田原市が中心になって、今度
は隣の小山、御殿場あたりとつなげていかなければいけない部分がありますので、
まずは上郡の中で取りまとめを、役職はうちでありますので、させていただきたい

と思っております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

ぜひ、町村会長ということなので、発信をしていていただきたいというふうにお願いします。

その中で気をつけてもらいたいのは、国レベルである、県レベルである、広域であるというので、それで逃げてはいけないと思うのです。そこでリーダーシップを発揮していくためには、開成町ではこういう計画を考えているのだということを自信を持って言っていただいて。

例えば、降灰の集積場の一つの問題でいえば、町とすれば、ここにちゃんと確保してあるのだよという。通常は、それが農地なのかどうかは別としても、例えば、農地を集積場として指定した場合、耕作をしていただいて、それが町有地にするものなのか民有地にするのかは別としても、議論はあるとは思いますが、そこを集積場として開成町は考えているのだというような発信の仕方をしていかないと危機管理の部分では上がっていきませんので、ぜひ、そういう部分ではリーダーシップをとって発信をしていていただき、具体的に進めていていただきたいというふうにお願いをするところであります。ここの部分がいろいろな税制面に対して、要は、国からの補助だとか県からの補助も含めた中で、大変重要になってくる発信源だと思います。

そのような中で、今後、今は広域の部分で話をしましたが、開成町として危惧するところが、危惧するというか、何か考え方があるのですが、市街化調整区域の土地の方針です。災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針といたしまして、河川流域について、浸水等の災害を防止するため保水・遊水機能を有する地域の保全に努めると考え方が示されているのですが、これは町ですよ、広域ではなくて、そこら辺の具体的な内容というものは、どういうふうにお考えを持っているのか。

これ、当然、まちづくりをしていく、開成町ですね、町を形成していくためには、そういう防災機能を持った町というものは大変重要なところになってきますので。町として今、発信しているのは、そういうことを保水・遊水機能を有する地域の保全に努めるというふうな発信をしています。その具体的な内容をお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

いわゆる保水・遊水機能というのは、ご存じのとおり、開成町は水田が多いわけですが、基本的には、そういった部分について保全をしていくよと。これは、

都市計画でいいますと、市街化区域は、ご存じのとおり、市街化を促進するというか家が建っていると。調整区域というのは、基本的には市街化を抑制して、ご存じのとおり、細かい部分は申し上げませんが、基本的には家屋等を建てることのできない区域と。ですから、そういった都市計画をしっかりと守っていきながら、災害部門に関しては、そういった水田等の保水・遊水機能を一面として発揮してもらおうと、そういう意味でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

恐らく、そうだなというのは思っているところなのですが、具体的に町として示しているのか。例えば、酒匂川の本堤があると思います。中に、中土手というのですか、土手があります。例えば、酒匂川が越流した場合に、その部分が、田んぼですよ、その部分が、ある意味、いつとき水害を防いでもらうために中土手があるわけですから、そうすると、その部分で、ある意味、保水力というのが保たれるのかなというふうに関成町を見たときに感じているところなのですが、そこら辺なんかも含めた中で。

要は、位置づけです、自分が言いたいのは。単なる田んぼ全体をそういうふうを含めた中で保水・遊水機能を強化するのだよと言っては、これは具体的な部分が出てきませんので、例えば、そういう部分の一つあり、かすみ堤という部分もありという。関成町は、そういう部分で、いろいろな保水機能はあると思います。あと、区画整理の中で言えば、今回、貯水池ですか、そういうものもできてきたりとかしていく中で、そこら辺の具体的な町の考え方というのはどういうふうに捉えているのかというところが、なかなか具体的な部分が我々のほうに示されないし、町民に対しても示されていないので、そこら辺の具体的な部分をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

もちろん、今、お答えさせていただいた水田とかというのは個人の財産ですから、行政が強制的にといいますか、義務なりを課すというのは、条例でも制定しない限りは難しいと思っていますけれども、基本的に、いわゆる防災計画等では言っているのは、そういった一般論としての水田の保水機能です。本来は稲をつくって米をつくる経済活動の場所ですから、その一面として、そういう保水機能があるよと。そういったものを発揮してもらおうと。

そこを具体的にといいますのは、これは、だから、先ほど申し上げましたとおり、都市計画の中できちんと都市計画法という法律があって、その中で農地の保全ですとか、そういったものはうたわれているわけですから、そういった法律なりの制度の中をしっかりと町としても守っていくと。そういう意味でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

ただいま部長より、都市計画の話がありました。このたび開成町については七回の線引きということで、都市計画の区域については内容を示しているところであります。その中に、県の都市計画の目標という部分で内容があります。本来、今まで都市計画というのは、まちづくりの中では住民を張りつけるために建物を建てたり工場を誘致したりという部分が強かったと思います。

その中に、県の目標とすれば、これ、県が書いてあるものを読ませてもらうのですが、「さらに」というつけ足しをした中で、大規模な地震による家屋等の崩壊や火災、最大級の津波による被害、突発的・局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害などの自然災害から、県民ですね、これは県が発信しているので、県の命を守るため、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップなどを今後の都市づくりに活用するとともに、自助・共助、取り組みと連携し、防災・減災を明確に意識した都市づくりを推進するというものを挙げております。

これ、県がそういう目標を挙げることによって、これが町におりてきて、では、町の計画は今後、防災に対してはどういうふうな考え方をしていくのかなという部分では、基本方針というのが町の考え方の中であります。その部分で、町はなお書きとしてつなげているところであります。それは、具体の施策を進めるに当たっては、大規模災害から命を守るため、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ等を土地利用、防災基盤施設、市街地整備といった今後の都市づくりに反映するとともに、自助・共助の取り組みと連携し、防災と減災を明確に意識した都市づくりを推進するということで、今現在も発信を。でき上がって、これ、予定でいうと素案の閲覧ということで、今日の9月4日から25日までが素案として出されているところであります。

そういう部分で、線引き、それは都市計画、住環境マスタープランですか、そういうものと整合した中では、今後は、防災については、まちづくりの中で一体として考えていかなくはいけないのだよということを、ただし書きでつなげているのが現状だと思います。これ、県も町も。そういう部分では、保水能力というのは、昔、過去の災害をさかのぼったときに、大変、そういうところは町民は。例えば、富士山の噴火でいえば、100年、復興にかかったという部分も歴史の中で言われている中で、危機管理意識をまちづくりの中に生かした中で示していかなくはいけない時期になっているのではないのかなというふうに思っているところなのですが。

そこら辺の部分、都市計画の今、話をされたので、県、町の方針が具体的に示されている中で、どのようにして町を災害から守っていくのか。特に、保水の部分では、すごく重要な部分というふうに考えておりますので、そこら辺の答弁、どういうふうに具体的にまちづくりを進めていくのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

今、県の話で、今度、町はどうするのだという話で。特に水害に対しての話になると私は思うのですけれども、この近辺で集中豪雨が起きた場合、では、開成町は今、どうするかというと、酒匂川の水が開成町の中に入らないようにするというところで文命用水をとめます。そうすると、今度は開成町の中で降った雨の対応をどうするか。開成町の中に降った雨だけで全部あふれることなく済めばいいのですけれども、そういうことではなかったのが、平成22年でしたっけ、開成町の中でも、あらゆるところで河川が氾濫したと。越流したということがあって、その経験をもとに、どこの河川をどういうふうに改修したら開成町の町内の中で降った雨に対処できるかということを、それは実際に今、始めているわけであって、年次にあわせて河川改修をしています。

全体の中では調整地として、市街地の中では調整地をつくっているわけです。北部においては、きちんと田んぼを守ることによって、災害のときには、そこに一時的に雨をためることができるような機能をもっていますので、そういう意味での市街化調整地の役割区分として開成町の都市計画はつくられているわけですので、そういう総合的な中で。開成町も、単に都市計画だけではなくて、その中で防災も含めた中で河川改修も含めながら水害対策も含めてやっておりますので。それに今度は火山の問題、いろいろな場面がありますけれども、確かに、水害に対しての関係については、そのような対応で今やっているというのが現状だと私は認識をしておりますので、理解していただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

確かに、やっていないと言っているわけではなくて。先ほど部長答弁の中で、民有地に対しては、なかなか、その部分で位置づけというものができないと。確かに、おっしゃるとおりだと思います。しかし、その部分で言う、今、町長答弁でも、田んぼの部分では保水能力があるのだよという、北部の部分で田んぼがあることによって、中部、南部の人たちは、仮に越流しても、いつときはその部分でためることができるのだよということで、安心・安全な部分が得られているという部分では、もう少し、そういう部分は町民に対して出していかなくてはいけない。その中で、まちづくりというものを考えて保全していくという考え方に立っていないと違うのではないのかなというふうに。

今後は、いつ災害は来るかわからないので、そういうものを中心とした中で、まちづくりというものをしていかななくてはいけないというふうにすごく自分は思っておりますので、ぜひ、そこら辺は周知をしていっていただきたいという。で、協力をいただくよう努力をしていただきたいと、そのように思うところであります。

そのような中で、やっているとは言いながらも、なかなか開成町が都市計画に対して、防災・減災に対して、いろいろな書物を読んでいく中で、リンクしていないなというところに、すごく自分、感じているところがあります。その中で、今回示されている部分では、都市防災のための施設の概要という部分が示されて、その他のという部分に、自然災害のおそれのある地域における各種ハザードマップ等の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに避難体制の確立を図り、それら情報を踏まえ防災と減災を明確にした自然災害に強い都市づくりを推進すると言っているのですが、その部分で一番肝心なのは震災ハザードマップ。それをもとに、いろいろな都市基盤、都市機能を考えておられると思うのですが、今現在のハザードマップ、自分が見る中では平成21年3月に作成されているところですが、あのハザードマップでよろしいのですかというところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

お答えいたします。

議員おっしゃられるとおり、現在の開成町のハザードマップは平成21年3月に作成されたものでございます。議員のおっしゃりたいことというのは、要は、古いのではないかということだと思いますけれども、これは町単独でハザードマップをつくっていくということがなかなかできない現状があります。

と申しますのは、まず、現在のハザードマップは神奈川県浸水想定区域図、これをもとに作成されたものでございます。よって、いわゆる上から順番に直していくというようなことが通常でございます。今年の7月に水防法が改正されました。これによって、具体的には神奈川県は、開成町における近隣の川として酒匂川は2級河川ですけれども、今、100年の確率、100年に一度の大雨が降ったときの対策の確立、あるいは町内河川の要定川、仙了川は、これも2級河川ですけれども、これについても50年の確率というようなことでございますが、現在は、これが改定になる予定というようなことで、今後、神奈川県が想定区域図を見直した際に、町としてもハザードマップを見直していくということになります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

今、課長答弁の中で腑に落ちないのです。要するに、今後の町の未来像を、今回、七回の線引きでつくっているわけではないですか。その中に防災・減災に対して位置づけをしていくような目標だ、理念だ、いろいろなものが出ている中に、そこで明確にハザードマップというものを、現にあるものですよ、それを踏まえた中で都市計画等を考えていきなさいよということが書いてあるのだと思うのですが。

その部分で、開成町というのは、ご存じのとおり、区画整理が終わって、当初、田んぼだったところが今は町になっている状態です。平成21年3月にできている防災マップというのは、田んぼのままです。その中で浸水の状況だとか、そういうようなものが描かれているのが現状であります。当然、中央通りもでき、区画整理だと開成町の面積からいうと3%ぐらいの面積になるのですか、ちょっと計算してはいないのですが、恐らく3%ぐらいになると思うのですが、大変、開成町にとっては、町の姿というものが平成21年からすると変容しているという現状の中で、今回、浸水ハザードマップの変更は県からおりてこななければならないのですよということを課長が言われましたが。

当然、これ、町が決定ではなくて県が決定するということもわかります。そうであれば、県に要望して、浸水ハザードマップができなければ都市計画なんていうのはできないではないですかという。示しているものとやっていることが現状として違うという部分では、ある意味、県にセットで予算要求をする。ハザードマップの更新を線引きの前にしていただき、町の姿ですよ、そういうものをわかった中で方向性というのは出してもらいたかったなというところが、すごく。結果なのですけども。

今日から閲覧ができるようになっているので、後戻りはできないという。今後、その中でフレームが決まっていくとは思いますが、このところで防災・減災を意識した中で、まちづくりというものをしていっていただきたいというふうに強く思っているところなので、ぜひとも、それは県のほうに要求ができるものなのか、予算も含めてですよ、できるものなのか、その点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

都市計画の問題でございますので、こちらのほうで答弁をさせていただきますけれども、議員がご指摘の第七回線引き見直しに関します開成町の整備・開発・保全の方針についてのご質問だろうというふうに思います。基本的に、整備方針の内容について、都市計画の分野から、いわゆる防災についてのリンク、そういったことについて、予算要求なり、あるいは、そういった時点修正の部分について要望ができるのかというご質問でございますけれども、都市計画サイドのほうから、まちづくりという観点でございますので、できる要望はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

ぜひ、そういう部分、県が先に示しているわけではない、示しているというか、県が言っている部分を加味した中で計画というものができているというのが現状で

はないですか。やはり、そういうことを打ち出すのであれば、それなりのところは予算要求した中でやっていってもらいたいというふうに思いますので、今後については、ぜひ、そこら辺、気をつけてやっていっていただきたいと思います。

あと、今回、一つ聞きたいのが、例えば、降灰に係る火山灰を収集した場合に、どこかで置くところを設定しなくてはいけないと思うのですが、町長答弁の中では町有地というものを。具体的な場所というのは挙げていないのですが、例えば、酒匂川のかすみ堤の部分。通常は、洪水の場合は、洪水というか、水が上がった場合には遊水地としてなるのですが、例えば、降灰について、その集積場を設けなくてはいけないといったときには、自分が思うには、かすみ堤なんかの奥の部分の、これもだから民地があるとは思いますが、そこら辺を町有地として買収した中で、そこら辺を指定するという部分が可能なかどうか。そこら辺、できるのかどうかというのを、ずっと考えていく中で、「あそこ、いいよな」なんていうのがあったもので、そこら辺が現実的に可能なかどうか。今後、議論していかななくてはならないところなのですが、可能なかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、山田議員のご質問にお答えさせていただきます。

かすみ堤のそばにある部分について、そこに火山灰を集積場として使えるのか、そこに許可がもらえるのかというようなご質問でございますけれども、現時点で、そもそも、その相談を県等にしていません。ということで、今後、それが可能なことなのか。県としても、火山灰、いわゆる富士山の噴火で一番問題になるのは火山灰だろうと。火山灰は、結局、その処理が、海洋投棄もできないいろいろな大変な問題もあるので、県の中でも県西地域においても、そこが一番問題であるというようなことで、今後、議論をしていくことになりますので、その辺、許可がもらえるのかどうかも含めてちょっと検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

非常時のルール、非常時に誰が何をするのか、きちんと定まっているのでしょうか。このような状態では、町民の生命、身体、財産を守ることができない。自助、共助、公助の充実を図るとともに、ぜひとも、想定外でしたとならぬよう、スムーズな対応ができ想定内であったと言えるよう、財源の投入を図り災害対策の充実を図ることを最後にお願ひして私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。